

消費税法の改正に伴い、 水道料金・水道加入金、下水道使用料を改定します

10月1日から消費税が10%に増税されることに伴い、水道料金・水道加入金、下水道使用料を改定します。改定後の料金は、12月請求(11月使用)分から適用されます。ただし、10月1日以降に使用が開始された場合は、11月請求(10月使用)分から改定後の料金が適用になります。

今後も、適切な施設の維持管理等に取組んでまいりますので、皆さまのご理解ご協力をお願いします。

■ 1か月あたりの水道料金 (改定後、消費税10%含む)

メータ口径(mm)	基本料金		従量料金(1m ³ あたり)	
	基本水量	金額	10m ³ を超え30m ³ まで	30m ³ を超える分
13	10m ³ まで	1,980円	220円	242円
20		2,200円		
25		2,420円		
30		2,530円		
40		2,640円		
50		3,960円		
75		5,720円		

■ 水道加入金 (改定後、消費税10%含む)

メータ口径(mm)	金額
13	110,000円
20	198,000円
25	286,000円
30	440,000円
40	770,000円
50	1,100,000円
75	2,475,000円

■ 1か月あたりの下水道使用料 (改定後、消費税10%含む)

基本料金		超過料金(1m ³ あたり)	
汚水量	金額	汚水量	金額
10m ³ まで	1,430円	10m ³ を超え20m ³ まで	154円
		20m ³ を超え30m ³ まで	165円
		30m ³ を超え50m ³ まで	176円
		50m ³ を超え100m ³ まで	187円
		100m ³ を超えるもの	198円

公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の料金体系が統一されました。料金体系の統一は、消費税増税に伴う改定とあわせて行います。

※井戸水のみを使用している場合は、これまでと同様に居住1人あたり6m³で汚水量を計算します。

問合せ ○水道料金・水道加入金に関すること 水道課 ☎029-288-3114(直通)
○下水道使用料に関すること 下水道課 ☎029-288-7377(直通)

9月10日は「下水道の日」です

○「いきもののいのちをまもる げすいどう」

平成30年度茨城県下水道促進週間コンクール 知事賞特選

○「下水道 みえないしごとに 金メダル」

第58回下水道いろいろコンクール標語部門 国土交通大臣賞



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

下水道の接続は3年以内に！

下水道が利用できる区域にお住まいの方は、整備後3年以内に公共下水道への接続が義務付けられています。水洗化促進のため、下水道未接続のご家庭を訪問し、水洗化(下水道への接続)のお願いと調査を実施しています。

すでに下水道を使用できる地域の方は、トイレを水洗に改造し、雑排水とともに下水道へ流すための工事が必要です。

接続工事は、町指定の排水設備指定工事店にご相談ください。

令和元年度 茨城県下水道促進週間コンクール推薦作品を展示します

茨城県主催「茨城県下水道促進週間コンクール」への推薦作品を、次のとおり展示します。

展示期間 9月13日(金)～20日(金)

※9月17日(月)を除く。

展示時間 午前9時～午後5時

展示会場 コミュニティセンター城里 1階 ロビー

展示作品
○書道部門(10点)
○絵画・ポスター部門(10点)
○標語部門(5点程度)

問合せ 下水道課 ☎029-288-7377(直通)